

# 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

|      |                         |                                                 |              |
|------|-------------------------|-------------------------------------------------|--------------|
| 施設名  | 日高東部健康福祉センター            | 所在地                                             | 豊岡市日高町堀809番地 |
| 設置目的 | 市民の福祉の増長及び健康づくりに寄与するため。 | 設置年月日                                           |              |
|      |                         | 2005年3月3日                                       |              |
| 選考方法 | 公募                      | 豊岡市公共施設再編計画における施設の方角性<br>第2期計画期間（2026年度～2035年度） | 継続           |

## 2 指定管理者が行う業務等

|           |                                                                             |      |                       |           |      |        |    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|-----------|------|--------|----|
| 指定管理者名    | 株式会社 エヌ・エス・アイ                                                               | 指定期間 | 2022年4月1日から2027年3月31日 |           |      |        |    |
| 指定管理業務の内容 | (1) センターの使用及びその制限に関する業務<br>(2) センターの維持管理に関する業務<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務 |      |                       | 指定管理料（千円） | 2022 | 29,800 | 千円 |
|           |                                                                             |      |                       |           | 2023 | 29,800 | 千円 |
|           |                                                                             |      |                       |           | 2024 | 29,460 | 千円 |
|           |                                                                             |      |                       |           | 2025 | 29,460 | 千円 |
|           |                                                                             |      |                       |           | 2026 | 29,504 | 千円 |

## 3 総合評価

### (1) 指定管理者制度導入効果の検証

|   |                      |
|---|----------------------|
|   | 当初の見込みを上回る効果が達成できた。  |
| ○ | 当初見込んでいた効果が概ね達成できた。  |
|   | 当初見込んでいた効果は達成できなかった。 |

（上記の判断理由や具体的内容）

- ① 利用者の声を反映させながらサービスの向上を図った。
- ② 入居団体の声を反映させながら利用環境の向上を図った。
- ③ 設備の修繕、点検結果を市へ適切に報告し修繕を図った。
- ④ 電気をこまめに切り未使用箇所の消灯をして経費の削減を図った。

### (2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

- ① 新規利用者の拡大など利用者数の増加につながる取組を行う必要がある。
- ② 施設が老朽化しているため、設備等の更新や大規模な修繕を2027年度に実施予定

### (3) 指定管理者制度継続の検討

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| ○ | 指定管理者制度を継続する。                     |
|   | 指定管理者制度による運用の見直しを検討する。若しくは検討中である。 |

（上記の判断理由や具体的内容）

- ①管理運営経費の比較については、直営に戻すよりも指定管理者制度を継続する方が、民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上や効率的な施設運営により業務の効率化やサービス水準の維持・向上が見込めると考えられる。
  - ②仕様書どおりに管理運営が行われており、利用者へのサービスの提供も図られている。また、施設の修繕及び点検等の報告等、維持管理が行われており、早急な修繕対応が出来るなど利用者への不便を最小に抑えることができている。
- 上記の理由により、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

### (4) 指定管理者制度評価委員会の意見

指定管理者制度導入の効果が認められるため、引き続き同制度による管理運営が適当であると認める。選定方法については公募とし、指定管理期間については5年とする。